昭和二十三年法律第百三十六号 警察官職務執行法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、警察官が警察法(昭和二十 目的とする。 に遂行するために、必要な手段を定めることを 維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実 年法律第百六十二号)に規定する個人の生 身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の

あつて、いやしくもその濫用にわたるようなこ め必要な最小の限度において用いるべきものでこの法律に規定する手段は、前項の目的のた とがあつてはならない。 3

第二条 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情 問することができる。 いて知つていると認められる者を停止させて質 若しくは犯罪が行われようとしていることにつ 理由のある者又は既に行われた犯罪について、 しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若

2 その場で前項の質問をすることが本人に対し

律の規定によらない限り、身柄を拘束され、又前二項に規定する者は、刑事訴訟に関する法 れる場合においては、質問するため、その者に 所に連行され、若しくは答弁を強要されること はその意に反して警察署、派出所若しくは駐在 とを求めることができる。 附近の警察署、派出所又は駐在所に同行するこ て不利であり、又は交通の妨害になると認めら

器を所持しているかどうかを調べることができ されている者については、その身体について凶警察官は、刑事訴訟に関する法律により逮捕

から合理的に判断して次の各号のいずれかに該第三条 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情 救護施設等の適当な場所において、これを保護 を発見したときは、取りあえず警察署、病院、 を要すると信ずるに足りる相当な理由のある者 当することが明らかであり、かつ、応急の救護 しなければならない。 2

生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれの精神錯乱又は泥酔のため、自己又は他人の ある者

二 迷い子、病人、負傷者等で適当な保護者を 伴わず、応急の救護を要すると認められる者 (本人がこれを拒んだ場合を除く。)

> 2 置について法令により責任を負う他の公の機関 取方について必要な手配をしなければならな くは公共福祉のための機関又はこの種の者の処 は、できるだけすみやかに、その者の家族、知 に、その事件を引き継がなければならない。 は、すみやかにその事件を適当な公衆保健若し い。責任ある家族、知人等が見つからないとき 人その他の関係者にこれを通知し、その者の引 前項の措置をとつた場合においては、警察官

> > (立人)

ることを承認する簡易裁判所(当該保護をした ある場合は、この限りでない。 判所をいう。以下同じ。) の裁判官の許可状の 警察官の属する警察署所在地を管轄する簡易裁 間をこえてはならない。但し、引き続き保護す 第一項の規定による警察の保護は、二十四時

長に係る期間は、通じて五日をこえてはならな 裁判官において已むを得ない事情があると認め 事情を明記しなければならない。 た場合に限り、これを発するものとし、その延 い。この許可状には已むを得ないと認められる 前項但書の許可状は、警察官の請求に基き、

5 しなければならない。 渡の時日並びに引渡先を毎週簡易裁判所に通知した者の氏名、住所、保護の理由、保護及び引 警察官は、第一項の規定により警察で保護を

(避難等の措置)

|第四条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険 ある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危 措置をとることができる。 場合においては、危害を受ける虞のある者に対 険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞の められる措置をとることを命じ、又は自らその 他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認 その場に居合わせた者、その事物の管理者その 度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又は 係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する 場に居合わせた者、その事物の管理者その他関 雑踏等危険な事態がある場合においては、その し、その場の危害を避けしめるために必要な限

安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置 措置をとらなければならない。 について必要と認める協力を求めるため適当な 告しなければならない。この場合において、公 ては、順序を経て所属の公安委員会にこれを報 前項の規定により警察官がとつた処置につい

第五条 警察官は、犯罪がまさに行われようとす るのを認めたときは、 (犯罪の予防及び制止) その予防のため関係者に

合においては、その行為を制止することができ 必要な警告を発し、又、もしその行為により人 重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場 生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に

2 第六条 警察官は、前二条に規定する危険な事態 又は船車の中に立ち入ることができる。 損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するた が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害 要と判断される限度において他人の土地、建物 め、已むを得ないと認めるときは、合理的に必 が切迫した場合において、その危害を予防し、 興行場、旅館、料理屋、駅その他多数の客の

を拒むことができない。 た場合においては、正当の理由なくして、これ 予防のため、その場所に立ち入ることを要求し 又は人の生命、身体若しくは財産に対する危害 その公開時間中において、警察官が犯罪の予防 来集する場所の管理者又はこれに準ずる者は、

3 ならない。 は、みだりに関係者の正当な業務を妨害しては 警察官は、前二項の規定による立入に際して

4 る者から要求された場合には、その理由を告 入に際して、その場所の管理者又はこれに準ず げ、且つ、その身分を示す証票を呈示しなけれ ばならない。 警察官は、第一項又は第二項の規定による立

・出、自己若しくは他人に対する防護又は公務執第七条 警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防 当防衛)若しくは同法第三十七条(緊急避難) て、武器を使用することができる。但し、刑法に応じ合理的に必要と判断される限度においる相当な理由のある場合においては、その事態 合を除いては、人に危害を与えてはならない。 に該当する場合又は左の各号の一に該当する場 行に対する抵抗の抑止のため必要であると認め (明治四十年法律第四十五号) 第三十六条 (正 若しくは既に犯したと疑うに足りる充分な理 逮捕するために他に手段がないと警察官にお するとき又は第三者がその者を逃がそうとし 執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようと 由のある者がその者に対する警察官の職務の 若しくは禁こにあたる兇悪な罪を現に犯し、 て警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は いて信ずるに足りる相当な理由のある場合 死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役

> 二 逮捕状により逮捕する際又は勾引状若しく 段がないと警察官において信ずるに足りる相 き、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手 の者を逃がそうとして警察官に抵抗すると する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若 当な理由のある場合。 は勾留状を執行する際その本人がその者に対 しくは逃亡しようとするとき又は第三者がそ

(他の法令による職権職務)

第八条 警察官は、この法律の規定によるの外、 刑事訴訟その他に関する法令及び警察の規則に よる職権職務を遂行すべきものとする。

この法律は、 公布の目から、 これを施行す

附 則 抄 (昭和二九年六月八日法律第一六

(施行期日) 三号)

行の日から施行する。 同法附則第一項但書に係る部分を除く。)の施 は、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号。 決裁判手続法の施行の日から、その他の部分 この法律中、第五十三条の規定は交通事件即

四号) 則 (平成一八年六月二三日法律第九

過した日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して六月を経

則 抄 (令和四年六月一七日法律第六八

号)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 (施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日 にから施

第五百九条の規定